

第3章 要措置区域等の指定

3.1 要措置区域等の指定の対象となる土地の区画

要措置区域等の指定は、法第3条第1項、法第4条第2項及び法第5条に基づく土壤汚染状況調査の結果、試料採取等対象物質について、要措置区域等の指定に係る基準のうち汚染状態に関する基準に適合しないと判定された土地の区域について、都道府県知事が行う（法第6条第1項及び法第11条第1項）。

当該区域に該当するのは、2.9.2、2.9.3及び2.9.4の土壤溶出量基準及び土壤含有量基準不適合の判定において、土壤溶出量基準に適合しない状態にある土地、第二溶出量基準に適合しない状態にある土地又は土壤含有量基準に適合しない状態にある土地のいずれかとみなされた単位区画からなる土地の区域である。

3.2 要措置区域等の指定

要措置区域等における区域の分類とその定義は表3.2-1に示すとおりである。表中には、各区域の要措置区域等の指定に係る基準への該当性及び土壤汚染状況調査の省略を行なった場合に当該土地の区画がみなされる汚染状態を示しており、土地の形質の変更を行う際に可能となる帯水層及び下位帯水層への汚染拡散を招かない施行方法が定められている省令及び環境省告示の該当箇所も整理している（法第6条第1項第1号及び第2号、第9条第2号、第11条第1項並びに第12条第1項第1号及び第4項。規則第13条、第13条の2、第14条、第14条の2、第43条第2号及び第3号、第50条第1項及び第53条第2項。通知の記の第4の2(3)③イ及び4(1)）。

3.2.1 要措置区域の指定

(1) 要措置区域の指定

都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が要措置区域の指定に係る基準のうち汚染状態に関する基準に適合せず、要措置区域の指定に係る基準のうち健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当すると認める場合には、当該土地の区域を要措置区域として指定する（法第6条第1項第1号及び第2号）。

要措置区域等の指定は、汚染状態に関する基準に適合しないと判定された特定有害物質の種類ごと、土壤溶出量及び土壤含有量の項目ごとに健康被害が生ずるおそれに関する基準への該当性を判断して単位区画ごとに行うものである。そのため、ある単位区画が、特定有害物質Aが土壤溶出量基準不適合であるために要措置区域に、特定有害物質Bが土壤含有量基準不適合であるために形質変更時要届出区域にそれぞれ指定されるというケース等も考えられる。

(2) 自然由来のみによる土壤汚染の取り扱い

いわゆる自然由来の土壤汚染については、地質的に同質の状態で汚染が広がっていることから、一定の区画のみを封じ込めたとしても、通常の場合は、その効果の発現を期待すること

表 3.2-1 要措置区域、形質変更時要届出区域の定義と取扱い

| 区域の分類 | 定義 | 汚染状態に関する基準 | 健康被害が生ずるおそれの基準 | 土壤汚染状況調査の省略を行った場合にみなされる汚染状態 | 帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法 | 下位帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法 |
|----------|---|------------|----------------|-----------------------------|--|-------------------------|
| 要措置区域 | 人の健康被害に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域 | 不適合 | 該当 (おそれあり) | 第二溶出量基準不適合 土壤含有量基準不適合 | 規則第 43 条第 2 号及び第 3 号 + 平成 23 年環告第 53 号 | 平成 23 年環告第 53 号の第 4 |
| 一般管理区域 | 人為的な特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 | 不適合 | 非該当 (おそれなし) | 第二溶出量基準不適合 土壤含有量基準不適合 | 規則第 53 条第 2 号適用 規則第 50 条第 1 項 + 平成 23 年環告第 53 号 | 平成 23 年環告第 53 号の第 4 |
| 埋立地管理区域 | ①都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域内にある土地であつて公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成されたもの ②①に掲げる土地以外の土地であつて当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり地下水の飲用利用等に係る要件 (規則第 30 号各号) に該当しないと認められるものであり、かつ、公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成されたもの | 不適合 | 非該当 (おそれなし) | 第二溶出量基準不適合 土壤含有量基準不適合 | 平成 23 年環告 54 号の第 1 の方法で施行することにより 規則第 53 条第 2 号の適用除外 | 平成 23 年環告第 54 号の第 2 |
| 自然由来特例区域 | 形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの (当該土地の土壤の第二種特定有害物質 (シアニ化合物を除く。) による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。) | 不適合 | 非該当 (おそれなし) | 土壤溶出量基準不適合 土壤含有量基準不適合 | 規則第 53 条第 2 号の適用除外 | 平成 23 年環告第 53 号第 4 に準じる |
| 埋立地特例区域 | 昭和 62 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地 (廃棄物が埋め立てられている場所を除く。) であり、かつ、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの (当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。) | 不適合 | 非該当 (おそれなし) | 土壤溶出量基準不適合 土壤含有量基準不適合 | 規則第 53 条第 2 号の適用除外 | 平成 23 年環告第 53 号第 4 に準じる |

形質変更時要届出区域

とができないと考えられる（通知の記の第4の1(3)①ア）。

このため、かかる土壤汚染地のうち土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、その周辺の土地に飲用井戸が存在する場合には、当該周辺の土地において上水道の敷設や利水地点における対策等浄化のための適切な措置を講ずるなどしたときは、都道府県知事は、当該土地を「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準」（法第6条第1項第2号）に該当しないものとみなし、形質変更時要届出区域に指定するよう取り扱うこととされている（通知の記の第4の1(3)①ア）。

同様に、自然由来で汚染された自然地層が存在する土地において、当該自然地層の土壤が掘削されて盛土材料として使用されている場合、当該盛土材料による盛土部分の土壤汚染についてのみを封じ込めたとしても、同質な状態で自然由来の汚染が周辺にも広がっていることから、通常の場合は、効果の発現を期待することはできないと考えられる。また、もともとが自然由来の土壤汚染であることから、第二溶出量基準を超えるような高濃度の土壤汚染は想定されない。これらのことを考慮し、専ら自然由来でのみ汚染された自然地層の土壤が掘削されて盛土材料として用られたことによる土壤汚染地について、自然由来の土壤汚染として取り扱うことができる「自然由来汚染盛土」を定義し（1.3.2(2)参照）、以下のとおり取り扱う。

- ① 自然由来の土壤汚染が法の対象とされていない改訂法施行前（平成22年3月31日以前）に完了した工事による盛土部分については、専ら自然由来でのみ汚染された盛土材料による盛土部分の土壤を自然由来汚染盛土とみなす。
- ② 自然由来の土壤汚染が法の対象とされた改訂法施行後（平成22年4月1日以降）に完了した工事による盛土部分については、当該土壤を掘削した自然地層と同質な状態でつながっている自然地層が当該土地の深さ10m以浅に分布している場合であって、専ら自然由来でのみ汚染された土壤の掘削と盛土が同一の事業で行われたもの、又は、専ら自然由来でのみ汚染された土壤の掘削場所と盛土場所の間の距離が900m以上離れていないものについては、専ら自然由来でのみ汚染された盛土材料による盛土部分の土壤を自然由来汚染盛土とみなす。
- ③ 自然由来の土壤汚染が法の対象とされた改訂法施行後（平成22年4月1日以降）に完了した工事による盛土部分について、②の条件に該当しないものについては、自然由来汚染盛土とみなされることはなく、当該盛土部分の土壤汚染は人為的原因による土壤汚染とみなす。

なお、公有水面埋立地については、自然由来の汚染土壤が水面埋立て用材料又は盛土材料として使用されている場合も想定されるが、埋立地管理区域及び埋立地特例区域を別途設定していることから、自然由来の土壤汚染として取り扱う対象には含めない。

3.2.2 形質変更時要届出区域の指定

(1) 形質変更時要届出区域の指定

都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が要措置区域の指定に係る基準のうち汚染状態に関する基準に適合せず、要措置区域の指定に係る基準のうち健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しないと認める場合には、当該土地の区画を形質変更時要届出区域として指定する（法第11条第1項）。

形質変更時要届出区域は、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しないことから、土壤汚染の摂取経路がないため、直ちに汚染の除去等の措置を講ずる必要がない土地であるという点で、要措置区域と異なる（通知の記の第4の2(1)）。

なお、地下水の水質の測定、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去以外の措置が適切に講じられた要措置区域も、形質変更時要届出区域に指定される（通知の記の第4の2(1)）。

また、形質変更時要届出区域のうち、自然由来による土壤汚染地及び公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地であって、一定の条件を満たすものについては、通常の形質変更時要届出区域と区別して取り扱う必要があることから、自然由来特例区域等（自然由来特例区域、埋立地特例区域又は埋立地管理区域）に該当する土地にあつては、当該区域である旨が台帳記載事項とされ（規則第58条第4項第9号から第11号まで及び通知の記の第3の1(3)③）、当該区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別に設けることとする（通知の記の第4の2(1)）。

(2) 自然由来特例区域等

自然由来特例区域等の定義、土壤汚染状況調査の省略を行なった場合に当該土地の区画がみなされる汚染状態、土地の形質の変更を行う際に可能となる帯水層及び下位帯水層への汚染拡散を招かない施行方法が定められている省令及び環境省告示の該当箇所は、表3.2-1に示したとおりである（規則第13条、第13条の2、第14条、第14条の2、第53条第2項。通知の記の第4の2(3)③及び4(1)）。

公有水面埋立地等の土地の種類と当該土地の汚染原因について自然由来特例区域等の該当性を整理すると、表3.2.2-1に示すとおりとなる。

自然由来特例区域等への該当性は、土地の所有者等から示された調査実施者による当該該当性の判断の根拠となる理由をもとに、都道府県知事が判断するものとする。また、形質変更時要届出区域に指定されている間に新たに自然由来特例区域等になる場合、自然由来特例区域等の種類が変更となる場合及び自然由来特例区域等から外れる場合の判断については、土地の所有者等から提出された当該判断の根拠となる資料に基づき、都道府県知事が行うこととする。公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業による造成に関する資料を除き、当該判断の根拠となる資料については、指定調査機関の見解に基づき取りまとめられていることが望ましい。

自然由来特例区域等への該当性の判断は、要措置区域等の指定のように特定有害物質の種類ごとに行うのではなく、区域指定の対象となるすべての特定有害物質の種類の状態を鑑みて行う必要がある。

そのため、いずれかの特定有害物質の種類について要措置区域に指定される単位区画は、他の特定有害物質の種類について形質変更時要届出区域に指定されとしても、自然由来特例区域等に該当することはなく、一般管理区域となる。

また、土壤汚染の除去以外の汚染の除去等の措置が完了した後、当該汚染の除去等の措置の対象とされた汚染土壤が存在しているために要措置区域から形質変更時要届出区域に指定が変更される単位区画も、一般管理区域となる。

なお、形質変更時要届出区域であり、埋立地管理区域の定義に該当する土地において土壤汚染の除去以外の汚染の除去等の措置が講じられた場合は、当該措置を実施しなくとも健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しない状態であったことから、埋立地管理区域に該当する。

自然由来特例区域等への該当性の判断は、図3.2.2-1に示す手順で行うとよい。

なお、調査対象地内において、人為的原因による土壤汚染のおそれと専ら自然由来の土壤汚染のおそれの両方があり、基本となる調査と自然由来特例の調査の両方を行った場合、基本となる調査で人為的原因による土壤汚染があるとみなされた単位区画は要措置区域又は一般管理区域となり、人為的原因による土壤汚染がないとみなされ、かつ、専ら自然由来の土壤汚染があるとみなされた単位区画は自然由来特例区域となる。

図3.2.2-2は、人為的原因による土壤汚染のおそれと専ら自然由来のおそれの両方があり、基

本となる調査と自然由来特例の調査を行った土地について、調査結果の評価に基づき形質変更時要届出区域に指定されるとき自然由来特例区域等の判断事例を示している。

また、調査対象地内において、人為的原因による土壌汚染のおそれと専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれの両方があり、基本となる調査と水面埋立地特例の調査の両方を行った場合、基本となる調査で人為的原因による土壌汚染があるとみなされた単位区画は要措置区域、一般管理区域又は埋立地管理区域のいずれかとなり、人為的原因による土壌汚染がないとみなされ、かつ、専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染があるとみなされた単位区画、すなわち水面埋立て用材料由来の土壌汚染のみがある単位区画又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染と自然由来の土壌汚染の両方がある単位区画は、要措置区域、一般管理区域、埋立地管理区域又は埋立地特例区域のいずれかとなる。

図3.2.2-3は、人為的原因による土壌汚染のおそれと専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれがあり、基本となる調査と水面埋立地特例の調査の両方を行った土地について、調査結果の評価に基づき形質変更時要届出区域に指定されるとき自然由来特例区域等の判断事例を示している。この事例で想定している土地は、公有水面埋立地であり、都市計画法第8条第1項に規定する工業専用地域内にある土地を想定している。

表 3.2.2-1 土地の種類及び汚染原因による形質変更時要届出区域についての
自然由来特例区域等の該当性

| 土地の種類 \ 汚染原因 | 自然由来のみ (自然地層のみ) | 自然由来のみ(盛土部分) | 水面埋立て用材料由来のみ | 自然由来及び水面埋立て用材料由来のみ | 人為的原因 |
|--|--------------------|--------------------------|--------------|--------------------|-------------------------|
| 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地 | 自然由来特例区域 | 埋立地管理区域 又は 一般管理区域 | 埋立地特例区域 | 埋立地特例区域 | 埋立地管理区域 又は 一般管理区域 |
| 公有水面埋立法による公有水面埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある土地、又は工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり地下水の飲用利用等に係る要件(規則第30条各号)に該当しないと認められる土地 | 自然由来特例区域 | 埋立地管理区域 | 埋立地管理区域 | 埋立地管理区域 | 埋立地管理区域 |
| 上記以外の土地 | 自然由来特例区域 | 自然由来特例区域 又は 一般管理区域 | 一般管理区域 | 一般管理区域 | 一般管理区域 |

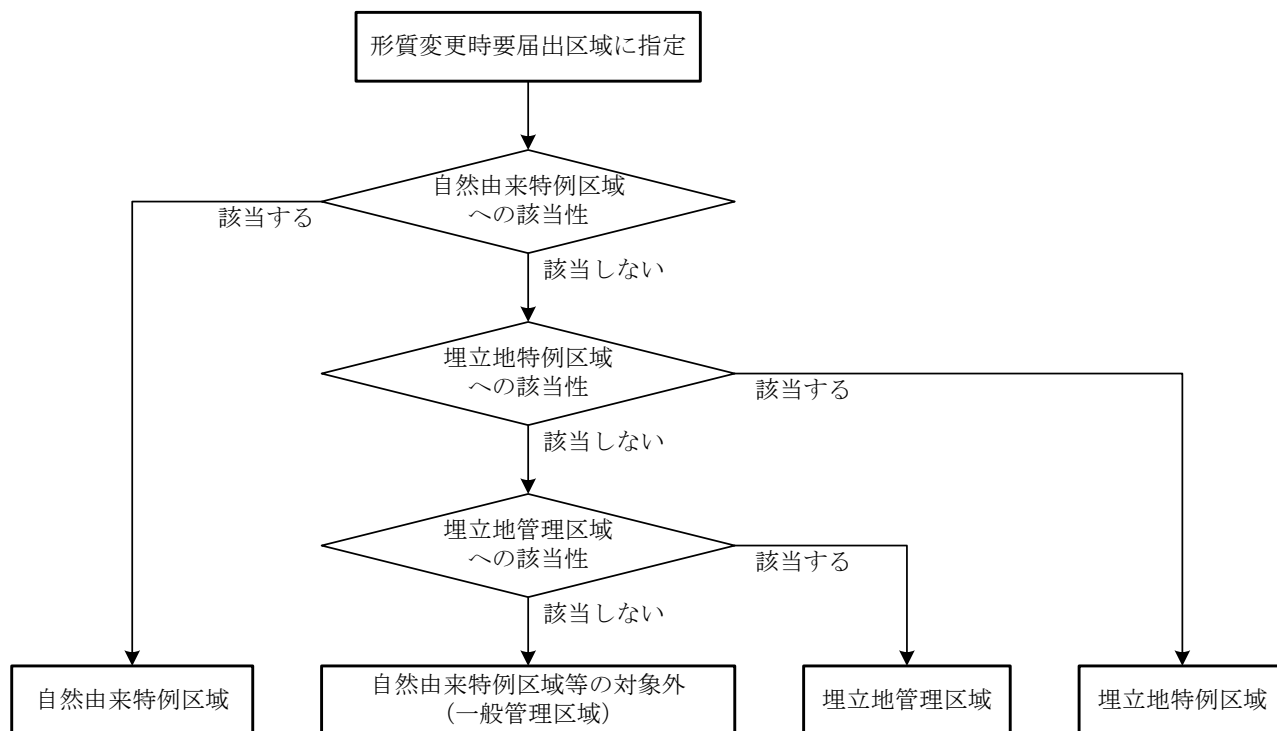
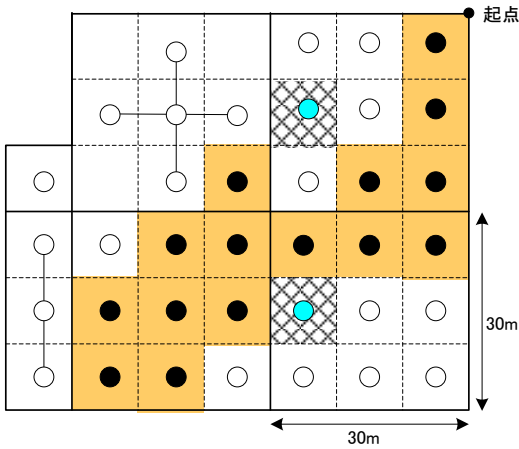


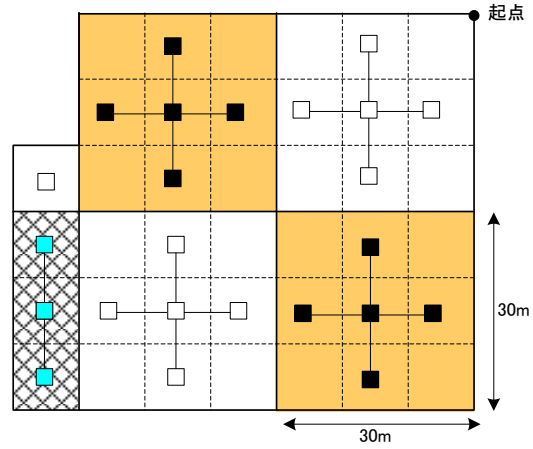
図 3.2.2-1 自然由来特例区域等への該当性の判断の手順

人為的原因による土壤汚染のおそれ

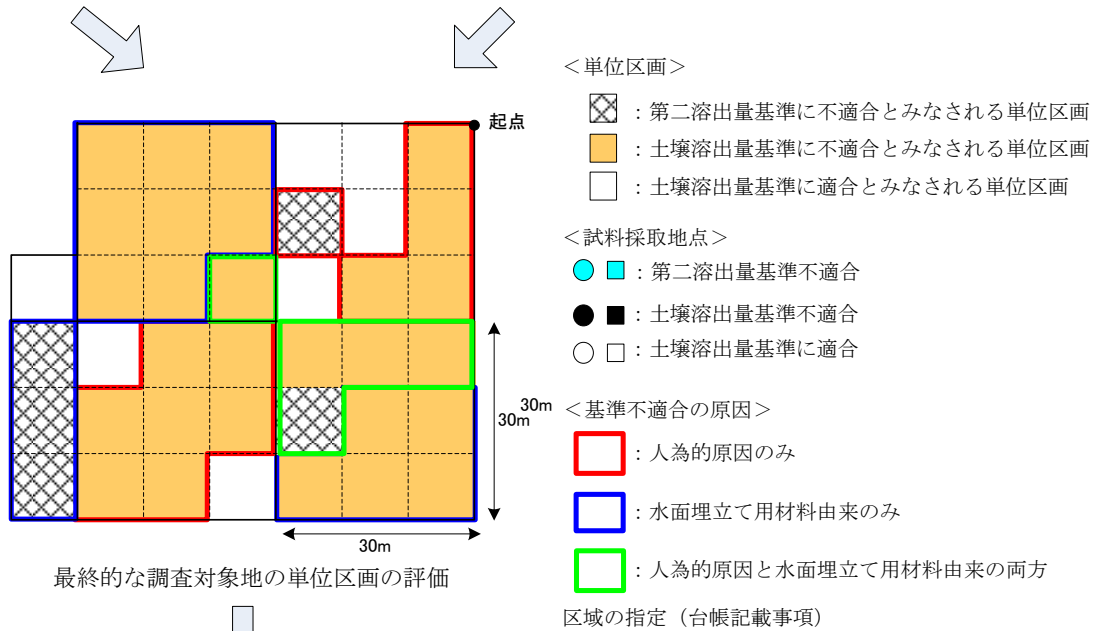
水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれ



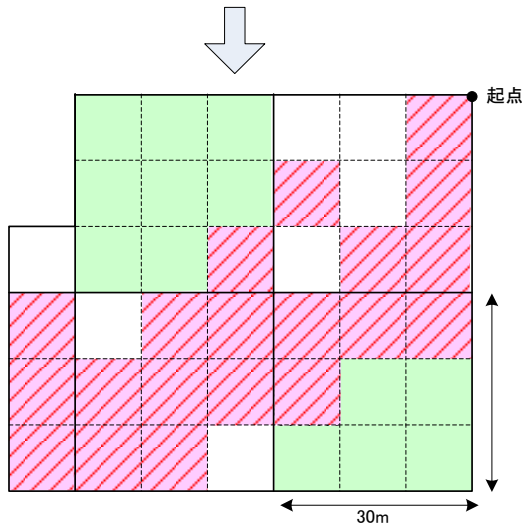
基本となる調査の結果に基づく単位区画の評価



水面埋立地特例の調査の結果に基づく30m格子ごとの評価



最終的な調査対象地の単位区画の評価



形質変更時要届出区域の種類

図 3.2.2-3 基本となる調査と水面埋立地特例の調査の両方を行った場合の自然由来特例区域等の判断事例

3.3 基本となる調査の結果、自然由来の土壤汚染又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染が判明した場合の自然由来特例区域等の指定

法第3条及び法第4条2項の土壤汚染状況調査における情報の入手及び把握で、人為的原因による土壤汚染のおそれが把握されたが、専ら自然由来の土壤汚染のおそれ及び専ら水面埋立て用材料による土壤汚染のおそれは把握されず、基本となる調査を実施した結果、いずれの試料採取等対象物質についても人為的原因による土壤汚染はなく、専ら自然由来の土壤汚染又は専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染があると判明することがある。このような場合、専ら自然由来の土壤汚染のみがあると判明したときは、基本となる調査で基準不適合であった単位区画を自然由来特例区域等として台帳に記載する。同様に、このような場合、専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染のみがあると判明したときは、専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染のみがある土地として、埋立地特例区域や埋立地管理区域への該当性を判断し、埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域のいずれかに分類して台帳に記載する。また、水面埋立て用材料由来の土壤汚染と自然由来の土壤汚染の両方のみがあると判明したときについても、専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染のみがあると判明したときと同様に、埋立地特例区域や埋立地管理区域への該当性を判断し、埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域のいずれかに分類して台帳に記載する（表3.2.2-1参照）。

なお、これらの指定に当たっては、調査実施者が専ら自然由来の土壤汚染又は専ら水面埋立て用材料による土壤汚染であることを示す根拠資料をとりまとめ、土地の所有者等はそれを土壤汚染状況調査に添付して報告する。ただし、もともと人為的原因による土壤汚染のおそれがあった土地であることから、基本となる調査が省略することなく実施されており、その結果をもって専ら自然由来の土壤汚染又は専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染であると判断されている必要がある。また、専ら自然由来の土壤汚染又は専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染と判断する根拠が基本となる調査の結果だけでは不十分な場合は、必要に応じて自主的な調査を行い、根拠資料を完成させる必要がある。

都道府県知事は、提出された根拠資料をもとに、専ら自然由来の土壤汚染又は専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染と認められ、かつ、自然由来特例区域等の条件（表3.2-1参照）に適合すると認められるときは、適合すると認められた自然由来特例区域等の種類を台帳に記載する。

基本となる調査の結果、専ら自然由来の土壤汚染又は専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染があると判明した場合、都道府県知事は、その後、当該単位区画の近傍の土地が法第3条第1項の土壤汚染状況調査の対象となった場合及び法第4項第1項の土地の形質の変更の届出の対象となった場合には、規則第3条第3項による特定有害物質の種類のお知らせや法第4条第2項による調査命令の発出において、当該単位区画で専ら自然由来の土壤汚染又は専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染があると判明した特定有害物質の種類について、土壤汚染のおそれを考慮する必要がある。

3.4 台帳の記載事項の訂正

台帳の記載事項及び図面に変更があったときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない（規則第58条第6項）。

「台帳の記載事項に変更があったとき」とは、多くの場合、土地の形質の変更の実施状況（規則第58条第4項第12条）について生じることが見込まれる（通知の記の第4の4(2)）。

また、土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して指定された要措置区域等について、当該省略をした調査の過程を改めて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した結果、第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないものとみなされた区域の指定時点における汚染状態が変更された場合には、当該要措置区域等の台帳の訂正が必要となるので留意する必要がある（通知の記の第4の4(2)）。

さらに、例えば、形質変更時要届出区域内に人為的原因と自然由来の汚染の両方が存在していると考えられる場合において、人為的原因による汚染部分についてのみ土壌汚染の除去等の措置が講じられたときは、自然由来の汚染部分については自然由来特例区域等に該当することとなることから、その内容を台帳に記載することが必要となる。また、自然由来と他の由来の汚染の両方が存在していると考えられる形質変更時要届出区域については、当該区域の土壌汚染が自然由来であると判断した根拠となる資料等を台帳に添付しておくことが望ましい（通知の記の第4の4(2)）。

なお、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成23年環境省令第13号）の施行の際現に指定されている形質変更時要届出区域であって、自然由来特例区域等の条件を満たすことが根拠となる資料等によって判明したものについては、当該区域である旨を台帳に記載する必要がある（通知の記の第4の4(2)）。

要措置区域又は形質変更時要届出区域（一般管理区域又は埋立地管理区域）に指定された土地について、詳細調査の結果から、人為的原因による土壌汚染ではなく、専ら自然由来の土壌汚染であると判明した場合は、台帳に記載されている区域の種類を自然由来特例区域に訂正する。また、同様に詳細調査の結果から、人為的原因による土壌汚染ではなく、専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染であると判明した場合は、埋立地特例区域及び埋立地管理区域への該当性を判断し、いずれかに該当する場合には、台帳に記載されている区域の種類を埋立地特例区域又は埋立地管理区域に訂正する。これらの場合は、基本となる調査を省略することなく実施し、又は区域指定を受けた土地全域で人為的原因による土壌汚染に対する詳細調査を実施し、その結果をもって専ら自然由来の土壌汚染又は専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染と判断する根拠が土地の所有者等により示される必要がある。なお、基本となる調査と詳細調査の結果だけでは専ら自然由来の土壌汚染又は専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染と判断する根拠が不十分な場合は、必要に応じて自主的な調査を行い、当該根拠資料を完成させる。

また、自然由来特例区域に分類された土地に当該形質変更時要届出区域内から汚染土壌が移動してきた場合、台帳に記載されている自然由来特例区域等の種類の訂正が必要となる場合がある。

自然由来特例区域に分類された土地について、当該形質変更時要届出区域内での汚染土壌の移動により水面埋立て用材料由来の汚染土壌又は人為的原因による汚染土壌が移動してきた場合、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当すれば形質変更時要届出区域の指定を解除して要措置区域に指定し直すことになる。一方、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しないときは、形質変更時要届出区域のまま指定され続けることとなり、自然由来特例区域から水面埋立地管理区域又は一般管理区域への台帳記載事項の訂正が必要となる。

埋立地特例区域に分類された土地について、当該形質変更時要届出区域内での汚染土壌の移動によって人為的原因による汚染土壌が移動してきた場合、埋立地管理区域又は一般管理区域への台帳記載事項の訂正が必要となる。

土壌汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して自然由来特例区域内に分類された土地において、これらの台帳記載事項の訂正が行われた場合、土壌汚染状況調査の追完の方法が変更となる場合があることに注意が必要である（2.10.3参照）。

3.5 要措置区域等の指定の解除

3.5.1 要措置区域の指定の解除

要措置区域について、都道府県知事は、汚染の除去等の措置により全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該要措置区域の全部又は一部について要措置区域の指定を解除するものとしている（法第6条第4項）。

「汚染の除去等の措置により要措置区域の全部又は一部についてその事由がなくなつたと認め」には、次の二つの場合がある（通知の記の第4の1(5)）。

- ① 土壤汚染の除去により要措置区域内の土壤の特定有害物質による汚染状態を汚染状態に関する基準に適合させることにより、当然に、健康被害が生ずるおそれに関する基準にも該当しないこととなる場合
- ② 土壤汚染の除去以外の汚染の除去等の措置により、汚染状態に関する基準に適合しない汚染土壤は残存するものの、土壤中の特定有害物質が溶出した地下水等の飲用摂取又は特定有害物質を含む土壤の直接摂取の経路を遮断し、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しないこととなる場合

②の場合は、都道府県知事は、当該要措置区域について、その指定を解除するとともに、形質変更時要届出区域に指定する必要があるので留意する必要がある（通知の記の第4の1(5)）。

また、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して要措置区域に指定された土地について、その指定を解除する場合には、当該省略した調査の過程を改めて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとの汚染状態を確定させた上で、汚染状態に関する基準に適合しない汚染状態にある単位区画については汚染の除去等の措置を行う必要がある（通知の記の第4の1(5)）。

なお、六価クロムについては、これを三価クロムに還元する方法による措置も考えられ、これは「不溶化」に該当し、当該措置を実施した場合には、要措置区域の指定を解除するとともに、形質変更時要届出区域に指定することが妥当である（通知の記の第4の1(5)）。

要措置区域について、次に示すケースについても、その指定の事由がなくなつたと認めることが可能である（要措置区域から形質変更時要届出区域に指定が変更となる場合を除く）。

- ① 土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して要措置区域に指定された土地について、土壤汚染状況調査の追完により基準に適合するとみなせる土地であることが確認された場合
- ② 指定調査機関が実施した詳細調査で基準に適合するとみなせる土地であることが確認され、指定調査機関から都道府県知事に調査報告書等の調査が適正に行われたことが確認できる記録の提出があつた場合（土壤ガス調査で第一種特定有害物質が検出されたが、基準不適合土壤が存在するおそれが最も多いと認められる単位区画ではなかつたためにボーリング調査（土壤溶出量調査）の対象になつていなかった土地）
- ③ 第一種特定有害物質を対象とした詳細調査で把握された要措置区域内の措置対象範囲外に該当する土地について、当該要措置区域内の措置対象範囲における指示措置等の実施が完了した場合（汚染の除去等の措置の完了を確認するための地下水の水質の測定の完了は要しない）

3.5.2 形質変更時要届出区域の指定の解除

形質変更時要届出区域について、都道府県知事は、土壤汚染の除去の措置により全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更時要届出区域の指定を解除する（法第11条第2項）。そのためには、土壤汚染の除去により形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合させることを要する（通知の記の第4の2(2)②）。

また、形質変更時要届出区域の全部又は一部について、法第6条第1項の規定による要措置区域の指定が行われた場合は、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について形質変更時要届出区域の指定は解除されたものとする（法第11条第4項）。

土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、その指定を解除する場合には、当該省略した調査の過程を改めて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定させた上で、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画について土壤汚染の除去を行う必要がある。この場合において、区域の指定後の土地の形質の変更に伴い、基準不適合土壤を移動させることで形質変更時要届出区域の土地の土壤の汚染状態に変更を生じさせている可能性があり、かつ、当該土地の形質の変更の履歴が把握できないときは、汚染のおそれが生じた場所の位置がすべての深さにあるとみなし、地表（土壤表面）から深さ10mまでの土壤をボーリング調査により採取して土壤溶出量基準及び土壤含有量基準を測定する必要があることに留意されたい（通知の記の第4の2(2)②）。

なお、六価クロムについては、これを三価クロムに還元する方法による形質変更時要届出区域の指定の解除を認めるべきではないことに留意されたい（通知の記の第4の2(2)②）。

形質変更時要届出区域について、次に示すケースについても、その指定の事由がなくなつたと認めることが可能である。

- ① 土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、土壤汚染状況調査の追完により基準に適合するとみなせる土地であることが確認された場合
- ② 指定調査機関が実施した詳細調査で基準に適合するとみなせる土地であることが確認され、指定調査機関から都道府県知事に調査報告書等の調査が適正に行われたことが確認できる記録の提出があった場合（土壤ガス調査で第一種特定有害物質が検出されたが、基準不適合土壤が存在するおそれが最も多いと認められる単位区画ではなかったためにボーリング調査（土壤溶出量調査）の対象になっていなかった土地）
- ③ 第一種特定有害物質を対象とした詳細調査で把握された形質変更時要届出区域内の措置対象範囲外に該当する土地について、当該形質変更時要届出区域内の措置対象範囲における指示措置等の実施が完了した場合（汚染の除去等の措置の完了を確認するための地下水の水質の測定の完了は要しない）
- ④ 専ら自然由来の土壤汚染があるとみなされて形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該形質変更時要届出区域内の汚染土壤の移動により人為的原因による汚染土壤が移動してきた場合で、かつ、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当する土地である場合
ここで、①～③の場合は区域指定が解除されることになるが、④の場合は形質変更時要届出区域の指定が解除されて要措置区域に指定されることになる。

3.6 台帳からの消除

要措置区域等の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を台帳から消除しなければならない（規則第 58 条第 7 項）。

ただし、消除された台帳の情報についても、法第 61 条第 1 項に基づき、保管し、必要に応じて提供することが望ましい（通知の記の第 4 の 4 (2)）。

3.7 要措置区域の指定に係る基準

要措置区域の指定に係る基準は、1.4 で詳述したとおり、「汚染状態に関する基準」と「健康被害が生ずるおそれに関する基準」で構成される（通知の記の第 4 の 1 (2) 及び (3)）（詳細は 1.4 参照）。

3.7.1 汚染状態に関する基準

要措置区域の指定に係る基準のうち汚染状態に関する基準としては、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準が定められている（法第 6 条第 1 項第 1 号、規則第 31 条第 1 項及び第 2 項並びに規則別表第 2 及び第 3）（1.4.1 参照）。

3.7.2 健康被害が生ずるおそれの基準

要措置区域の指定に係る基準のうち健康被害が生ずるおそれに関する基準としては、基準不適合土壌に対する人の暴露の可能性があることを要し、かつ、汚染の除去等の措置が講じられていないことが定められている（法第 6 条第 1 項第 2 号並びに令第 5 条第 1 号及び第 2 号）、（1.4.2 参照）。

(1) 人の暴露の可能性があること

「人の暴露の可能性がある」の判断基準は、1.4.2 に示したとおりであり、地下水を経由した摂取によるリスクの観点からのものか、土壌を直接摂取するリスクの観点からのものかで異なってくる。

1) 地下水経由の観点からの土壌汚染がある場合

地下水経由の観点からの土壌汚染がある土地、すなわち、土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にあると認められる土地については、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、「人の暴露の可能性がある」と判断されることとなる（令第 5 条第 1 号イ）。

「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」については、規則第 30 条で規定されているとおりであるが、同条第 1 号の「人の飲用に供するために用いられる地下水の取水口」に関しては、行政保有情報、近隣住民のための回覧版、戸別訪問等により、「地下水が汚染されているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」内に飲用井戸が存在しないことを都道府県知事が確認し、かつ、当該区域に上水道が敷設されている場合等、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められない場合は、同号に係る要件を満たさないものとし、さらに、同条第 2 号から第 4 号までに係る要件を満たさないことをもって、形質変更時要届出区域に指定して差し支えないこととしている（通知の記の第 4 の 1 (3)①ア）。

なお、この場合において、飲用井戸の存在確認のための調査に協力しない者が形質変更時

要届出区域の指定後に飲用井戸の存在を申立てたとしても、都道府県知事は、当該形質変更時要届出区域の指定を解除し、要措置区域に指定することは要しないこととして運用することとされている（通知の記の第4の1(3)①7）。

周辺での地下水飲用等の有無のうち規則第30条第1号の該当性判断においては、地下水を人の飲用に供するために用いられている地下水の取水口（井戸のストレーナー、揚水機の取水口等）の取水対象とする帯水層の深さを考慮せず、地下水汚染が生じているとすれば、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に当該取水口があるかどうかをもって判断することを基本にしている。これは、地下水の当該取水口や帯水層の構造を明らかにし、調査対象地から汚染が拡散しないということを判断することが難しいためである。

2) 直接摂取の観点からの土壤汚染がある場合

直接摂取の観点からの土壤汚染がある土地、すなわち、土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあると認められる土地については、当該土地が、人が立ち入ることができる状態になっている場合に、「人の暴露の可能性がある」と判断されることとなる（令第5条第1号ロ）。

(2) 汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと

法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられている土地は、要措置区域に指定されないこととしている（令第5条第2号）。

「措置が講じられている」については、法第5条第1項の調査の場合と異なり、都道府県知事が要措置区域に指定しようとする時点で、措置が完了していることを要することとしている（通知の記の第4の1(3)②）。